

重点措置区域外の地域で
飲食店等を運営する方

支給額

事業規模に応じて算定した日額(1日当たり支給額) × 要請に協力いただいた日数

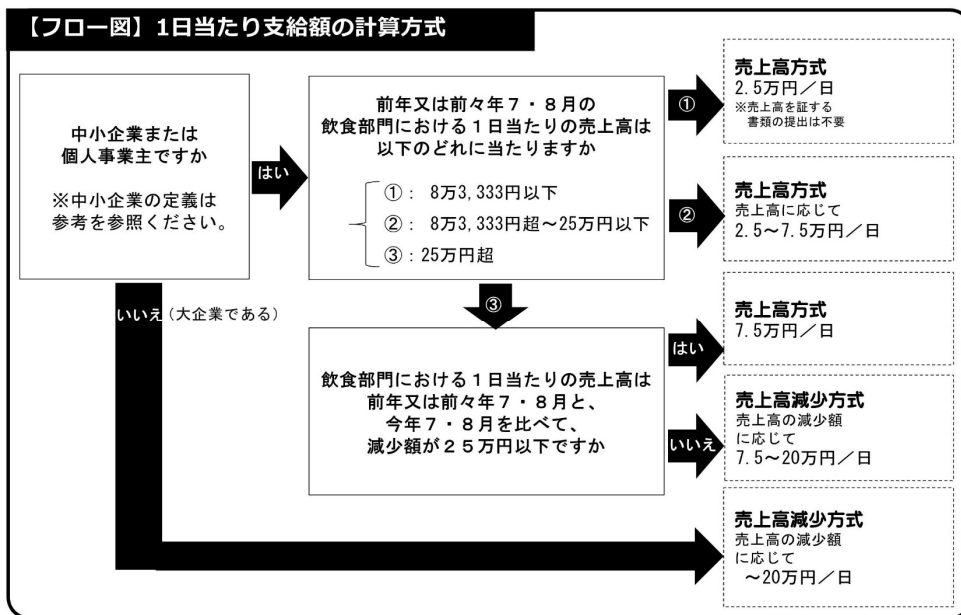
を支給します。なお、早期支給(70万円)を受けている場合は、差額を支給します。

1日当たり支給額 を算定した後、 要請に協力した日数 を確認してください。

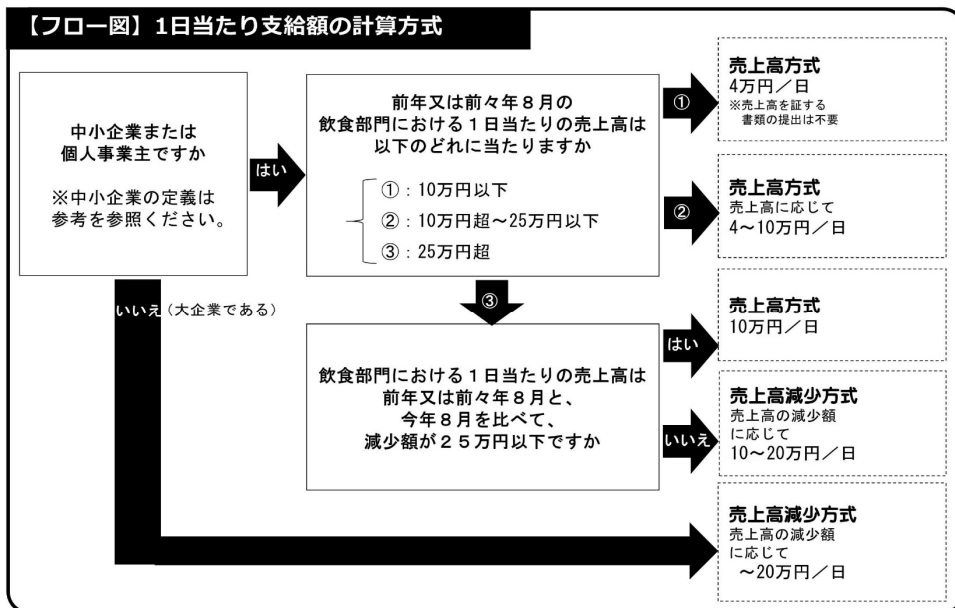
1日当たり支給額の算定

○以下のフロー図に従って、協力金を申請する店舗に適用する計算方式を御確認ください。

ア 7月12日～8月1日の期間について



イ 8月2日～8月31日の期間について



【参考】中小企業者の定義（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

注1 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じます。

注2 複数の業種を営んでいる場合は主たる事業（売上が大きい方）の業種で判定します。

注3 飲食業の業種は②小売業となります。

要請に協力した日数の確認

ア 7月12日～8月1日の期間について

- 全期間御協力いただいた場合、21日分を支給します。
- ただし、7月12日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに県からの要請に御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月1日までの日数分を支給します。
- 以下の早見表を参考に、協力日数を確認の上、申請書の【時短協力期間】または【終日休業を行った期間】に協力した期間を記載してください。

（早見表）

協力を開始した日	協力日数
7月12日(月)	21日
7月13日(火)	20日
7月14日(水)	19日
7月15日(木)	18日
7月16日(金)	17日

イ 8月2日～8月31日の期間について

- 全期間御協力いただいた場合、30日分を支給します。
- ただし、8月2日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、8月6日までに県からの要請に御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月31日までの日数分を支給します。
- 以下の早見表を参考に、協力日数を確認し、申請書の【時短協力期間】または【終日休業を行った期間】に協力した期間を記載してください。

（早見表）

協力を開始した日	協力日数
8月2日(月)	30日
8月3日(火)	29日
8月4日(水)	28日
8月5日(木)	27日
8月6日(金)	26日